

新熊本合同庁舎B棟の着実な整備推進を求める意見書

熊本駅前で建設が進められている新熊本合同庁舎B棟については、昨年11月に完成したA棟とともに、県都の陸の玄関口である熊本駅周辺に都市機能を集積する重要な核施設であるとの認識のもと、熊本市とも連携して移転先用地を先行取得する等、積極的に誘致に協力してきた。

新熊本合同庁舎B棟は、国の出先機関改革の見直しが議論されている途上であるとの理由から一時事業が凍結されていた。しかし、国の出先機関が廃止された場合においても、その受け皿となる機関が新合同庁舎を活用することが可能であること、PFI事業で整備されるB棟は民間施設の入居も考えられ、無駄な投資になることはないこと等を踏まえ、本年度から整備が再開されたものである。

このような中、先般、野田総理大臣は凍結を解除した建設計画について、東日本大震災復興財源の確保を優先する観点から、再凍結や中止を検討する考えを表明した。

もとより、被災地では今なお困難な状況に直面されており、その早急な復旧・復興の必要性については、十分理解しているところである。

しかしながら、これ以上B棟の整備に遅れが生じれば、合同庁舎移転を呼び水とした都市機能の集積に支障を生じ、熊本駅周辺の開発に重大な影響を及ぼすことが懸念され、また、熊本市が進める熊本城を中心とした中心市街地の活性化にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、これまでの経緯や地域の実情を十分に踏まえ、B棟の着実な建設推進を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
国土交通大臣	前田武志様